議案第98号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和6年11月28日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11 号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に改める。第32条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

学校教育職員給料表

			于仅积 月 4	 取貝柏			
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円円		円	円	
	1	191, 400	225, 600	279, 600	300, 700	353,600	
	2	192, 700	227,600	281, 500	302, 500	355, 700	
			229, 600	283, 300	304, 300	357, 800	
			231,600	285,000	306, 100	359, 900	
	5 196, 700		233, 600	286, 700 308, 000		362,000	
	6	198, 300	235, 700	288, 500 309, 800		364,000	
	7	200, 000	237, 700	290, 200	311,600	365, 900	
	8	201, 800	239, 700	292,000	313, 400	367, 700	
	9	203, 600	241,700	293, 800	315, 300	369, 500	
	10	205, 500	243, 500	295, 600	317, 300	371, 300	
	11	207, 500	245, 300	297, 400	319, 400	373, 200	
	12	209, 600	247, 100	299, 200	321, 500	375, 100	
	13	211, 600	248, 900	301,000	323, 600	377, 000	
	14	213, 500	250, 700	302,800	325, 700	378, 800	
	15	215, 500	252, 500	304, 600	327, 900	380, 600	
	16	217, 500	254, 300	306, 400	330, 100	382, 500	
	17	219, 600	256, 200	308, 200	332, 200	384, 400	
	18	221, 900	258, 200	310, 200	334, 100	386, 200	
	19	224, 200	260, 100	312, 300	336, 000	388, 100	
	20	226, 500	262, 000	314, 400	337, 800	389, 900	
	21	228, 800	263, 800	316, 400	339, 500	391,700	
	22	229, 700	265, 500	318, 300	341, 300	393, 600	
	23	230, 600	267, 100	320, 200	343, 100	395, 400	
	24	231, 500	268, 700	322, 000	344, 900	397, 200	
	25	232, 300	270, 200	323, 800	346, 700	399, 000	
	26	233, 200	271, 800	325, 600	348, 500	400, 800	
	27	234, 100	273, 400	327, 400	350, 300	402,600	
	28	235, 000	274, 900	329, 200	352, 100	404, 400	
	29	235, 900	276, 400	330, 900	353, 900	406, 200	
	30	236, 800	277, 900	332, 600	355, 700	408,000	
	31	237, 700	279, 500	334, 400	357, 400	409, 800	
	32	238, 600	281, 100	336, 100	359, 200	411,600	
	33	239, 500	282, 600	337, 800	361,000	413, 400	
	34	240, 500	284, 200	339, 500	362, 800	415, 200	
	35	241, 500	285, 700	341, 300	364, 600	417,000	
	36	242, 500	287, 200	343, 000	366, 300	418, 700	
	37	243, 500	288, 700	344, 700	368, 100	420, 400	
	38	244, 500	290, 200	346, 400	369, 900	422, 200	
	39	245, 500	291, 700	348, 100	371, 700	423, 900	
	40	246, 500	293, 300	349, 800	373, 500	425, 600	
	41	247, 600	294, 800	351, 500	375, 200	427, 300	
	42	248, 900	296, 400	353, 200	376, 900	429, 000	
	43	250, 300	297, 900	354, 800	378, 600	430, 700	
	44	251, 700	299, 400	356, 400	380, 300	432, 400	

0.0	205 200	050 100	400.000	407.100	400.000
93	295, 800	359, 100	402, 900	437, 100	480, 300
94	296, 500	359, 700	403, 300	437, 500	480, 800
95	297, 200	360, 300	403, 700	437, 900	481, 300
96	297, 900	360, 800	404, 100	438, 300	481, 800
97	298, 600	361, 300	404, 500	438, 700	482, 300
98	299, 300	361, 900	404, 900	439, 100	482, 800
99	300, 000	362, 400	405, 300	439, 500	483, 300
100	300, 600	362, 900	405, 700	439, 900	483, 800
101	301, 200	363, 300	406, 100	440, 300	484, 300
102	301, 900	363, 800	406, 500	440, 700	
103	302, 600	364, 300	406, 900	441, 100	
104	303, 200	364, 800	407, 300	441, 500	
105	303, 800	365, 300	407, 700	441, 900	
106	304, 400	365, 700	408, 100	442, 300	
107	305, 000	366, 100	408, 500	442, 700	
108	305, 500	366, 500	408, 900	443, 100	
109	306, 000	366, 900	409, 200	443, 500	
110	306, 600	367, 300	409,600	443, 900	
111	307, 200	367,600	409, 900	444, 300	
112	307, 700	367, 900	410, 300	444, 700	
113	308, 200	368, 200	410, 700	445, 100	
114	308, 700	368, 600	411, 100	445, 500	
115	309, 200	368, 900	411,500	445, 900	
116	309, 700	369, 200	411, 900	446, 300	
117	310, 100	369, 500	412, 200	446, 700	
118	310, 600	369, 900	412,600	447, 100	
119	311, 100	370, 200	412, 900	447, 500	
120	311,600	370, 500	413, 300	447, 900	
121	312, 000	370, 800	413, 700	448, 300	
122	312, 400	371, 200	414, 100	448, 700	
123	312, 800	371,500	414, 400	449, 100	
124	313, 200	371,800	414, 800	449, 500	
125	313, 600	372, 100	415, 200	449, 900	
126	314, 000	372, 500	415, 600	450, 300	
127	314, 300	372,800	416,000	450, 700	
128	314, 600	373, 100	416, 400	451, 100	
129	314, 900	373, 400	416, 700	451, 500	
130	315, 300	373, 800	417, 100	451, 900	
131	315, 600	374, 100	417, 500	452, 300	
132	315, 900	374, 400	417, 900	452, 700	
133	316, 200	374, 700	418, 200	453, 100	
134	316, 500	375, 100	418,600		
135	316, 900	375, 400	419,000		
136	317, 200	375, 700	419, 400		
137	317, 500	376, 000	419, 700		
138	317, 900	376, 400	420, 100		
139	318, 200	376, 700	420, 500		
140	318, 500	377,000	420, 800		

1 1	1,,, [910 000	977 999	401 100		
	141	318, 800	377, 300	421, 100		
	142	319, 200	377, 600	421, 500		
	143	319, 500	377, 900	421, 900		
	144	319, 800	378, 200	422, 200		
	145	320, 100	378, 500	422, 500		
	146	320, 500	378, 800	422, 900		
	147	320, 800	379, 100	423, 300		
	148	321, 100	379, 400	423, 600		
	149	321, 400	379, 700	423, 900		
	150	321, 800	380,000			
	151	322, 100	380, 300			
	152	322, 400	380, 600			
	153	322, 700	380, 900			
	154	323, 000	381, 200			
	155	323, 300	381,500			
	156	323, 600	381,800			
	157	323, 900	382, 100			
	158	324, 200	382, 400			
	159	324, 500	382, 700			
	160	324, 800	383,000			
	161	325, 100	383, 300			
	162	325, 400	383,600			
	163	325, 700	383, 900			
	164	326, 000	384, 200			
	165	326, 300	384, 500			
	166	326, 600	384, 800			
	167	326, 900	385, 100			
	168	327, 200	385, 400			
	169	327, 500	385, 700			
	170		386,000			
	171		386, 300			
	172		386,600			
	173		386, 900			
	174		387, 200			
	175		387, 500			
	176		387, 800			
	177		388, 100			
定年前		基準	基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
短時間 勤務職						
員		223, 500	262, 600	281, 300	299, 600	330, 700

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号まで を1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円 第15条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項 第2号若しくは第4号」に改める。

第17条第1項第2号中「、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」に改める。

第29条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項 ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条 第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72. 5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107. 5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第32条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8 項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定(第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の 規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与 の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1

万500円」とあるのは、「9,500円」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正 後の条例第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500 円」とあるのは、「1万円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。
 - (1) 令和7年度 4,000円
 - (2) 令和8年度 2,000円
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抄)

第1条による改正(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例 _| 旧 条 例

(期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の112.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 (期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の120を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の102.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 22.5 (第13条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の140) を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す | 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の122.5」とあるの は「100分の60」と、「100分 の140」とあるのは「100分の6 8. 75」とする。

 $4 \sim 7$ 略

とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 12.5 (第13条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の130)を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。

る前項の規定の適用については、同項 中「100分の112.5」とあるの は「<u>100分の</u>55」と、「100分 の130」とあるのは「100分の6 3. 75」とする。

第2条による改正(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

例

新

旧

例

(扶養手当)

第14条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく主としてその 職員の扶養を受けているものをいう。

(扶養手当)

第14条 略

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく主としてその 職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。) 又はパートナーシ ップ関係(双方又はいずれか一方が 性的指向が異性に限らない者又は性 自認が出生時に判定された性別と一

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
 - (2)前項第2号から第5号までに該当する扶養親族6,000円

4 略

第15条 新たに職員となった者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を教育委員会に届け出なければなら 致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1)前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族6,000円
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円
- 4 略
- 第15条 新たに職員となった者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を教育委員会に届け出なければなら

ない。

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

$2\sim4$ 略

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - (1) 略
 - (2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナ

ない。

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

$2\sim4$ 略

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - (1) 略

規 る ッ
ッ

ーシップ関係の相手方」という。)

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略(期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の125を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の107.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略(期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の112.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

4~6 略

第32条 略

(勤勉手当)

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5 (第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

 $4 \sim 7$ 略

 $4 \sim 6$ 略

第32条 略

(勤勉手当)

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5(第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

 $4 \sim 7$ R

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改 正 内 容								
給 料 表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(10,595円、2.59%)を解消するため、給料月額を引き上げる。								
	配偶者等及	 び子に係る	手当額	(月額)					
		現行			経過措置		令和9年度		
扶養手当	地 1		令和 74	令和7年度 令和8		年度	牛皮		
	配偶者等	6,000		4,000		2,00		廃	止
	子	9,000	円	9, 500	円	10, 00	0円 10,500円		
	職員の支給	月数							
			行		第1条による改正		第2条による改正		改正
	F // #10			(令和6年度の支給月数)		(令和7年度の支給月数			
	区 分 期 6月期 1.2		合計 2.325	期末 1.20	勤勉 1.125	合計 2.325	期末 1.25	勤勉 1.175	合計 2.425
	12 月期 1.2		2. 325	1. 30	1. 225	2. 525	1. 25	1. 175	2. 425
	合 計 2.4	0 2.25	4.65	2.50	2.35	4. 85	2.50	2. 35	4. 85
	管理職員の	支給月数							
	現		第1条による改正 (令和6年度の支給月数)		第2条による改正				
	区分期		合計	期末	年度の文 勤勉	治月数) 合計	期末	年度の支 勤勉	治月数) 合計
	6月期 1.0		2. 325	1.025	1.30	2. 325	1.075	1.35	2. 425
期末手当	12 月期 1.0		2. 325	1. 125	1.40	2. 525	1.075	1. 35	2. 425
カネチョ 及び	合 計 2.0		4.65	<u>2. 15</u>	<u>2.70</u>	<u>4.85</u>	2. 15	2.70	4. 85
勤勉手当	定年前再任	用短時間勤	務職員)支給月数	
		現 行		第1条による改正 (令和6年度の支給月数)		第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			
	区分期	末 勤勉	合計	期末	サ及の文	合計	期末	サ及の文	合計
	6月期 0.6		1. 225	0. 675	0.55	1. 225	0.70	0. 575	1. 275
	12月期 0.6		1. 225	0.725	<u>0.60</u>	<u>1. 325</u>	<u>0.70</u>	0. 575	<u>1. 275</u>
	合計 1.3		2. 45	1.40	1.15	2. 55	1.40	1.15	2. 55
	定年前再任用短時間勤務管理						,		
		現 行				第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			
	区分期	末勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期 0.5		1. 225	0. 5875	0.6375	1. 225	0.6125	0.6625	<u>1. 275</u>
	12月期 0.5		1. 225	0.6375	0.6875	1. 325	0.6125	0.6625	1. 275
	合計 1.1	75 1. 275	2. 45	1. 225	1. 325	<u>2. 55</u>	1. 225	1. 325	2. 55
	1 第1条に	よる給料表	並びに	期末手当	6及び勤	勉手当	に係る改	女正は公	布の日か
	ら施行し、改正後の給料表に係る規定は令和6年4月1日から、期末手当及								
	び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。								
施行期日等 施行期日等	2 第2条による扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和7								
까만 11 첫기 다 국	年4月1日		-						
	3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号 給の調整を行うことができること等とする。								
	**					ᆂᅩᄪᆊ	用っ. レマ		
	4 扶養手当	に係る改正	につい	(、必要	な経過	措置を記	ダける。		